

漁場環境修復技術評価に関する規程

平成25年1月28日 制 定

平成26年4月17日 一部改正

平成29年3月16日 一部改正

(目 的)

第1条

近年、漁場環境の改善を目的として、漁場等に沈殿堆積し漁業の障害となる物質(以下「堆積物等」という。)を凝集あるいは固化させることによって除去するとともに、これらを土砂採取跡地等の埋戻しに利用する技術、漁場としての機能を回復する技術等(以下「漁場環境修復技術」という。)の開発が試みられている。

そこで、これまで実海域において試験的に応用され、その効果が徐々に明らかにされつつあるカルシア改質材(製鉄工程の副産物)と漁場堆積物等を混合して調製したカルシア改質土について、水産生物に対する安全性、そこで生産された水産物の食品としての安全性を確保することによって、漁場環境修復技術の一層の向上を図り、もって、漁場環境の改善による漁業生産の増大と、安全で安心な水産物の生産に資する。

(適用範囲)

第2条 この規程は、漁場環境修復に関する技術を有する者から、技術評価の申請があった場合に適用する。

(定 義)

第3条 漁場環境修復技術の認定は、基本認定と現地認定とに分けてこれを行う。

2 代表的な海域の堆積物等を用いて、これを凝集固化させることによる漁場環境修復技術に関する認定を「基本認定」という。

3 基本認定を受けた技術を実際に海域で展開する場合に、その海域における堆積物等を用いて、これを凝集固化させることによる漁場環境修復技術に関する認定を「現地認定」という。

(申 請)

第4条 基本認定と現地認定は、それぞれ別に行うものとする。

2 前項の技術評価の認定を受けようとする者は、評価申請料を納入しなけれ

ばならない。

3 納入された申請料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(基本認定)

第5条 基本認定を受けようとする者は、「漁場環境修復技術基本認定評価申請書」(以下「基本認定申請書」という。)を会長に提出するものとする。

2 会長は、基本認定申請書を受理した場合には受理した旨を証する文書を交付する。

(現地認定)

第6条 現地認定を受けようとする者は、「漁場環境修復技術現地認定評価申請書」(以下「現地認定申請書」という。)を会長に提出するものとする。

2 会長は、現地認定申請書を受理した場合には受理した旨を証する文書を交付する。

3 基本認定を申請する際に使用した同一の海域の堆積物等を用いて、漁場環境の修復を行う場合には、基本認定を得た後3カ年間は、現地認定の申請を省略することができるものとする。

4 現地認定を得て実施した漁場環境修復事業の海域において、漁場環境修復効果を向上させることを目的とする追加事業については、現地認定を得た後3カ年間は、現地認定の申請を省略することができるものとする。

なお、この場合にあつては事前に会長あてに報告しなければならない。

(委員会)

第7条 会長は、漁場環境修復技術について評価するため、各分野の専門家により構成する「漁場環境修復技術評価委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、漁場環境修復技術評価基準等について審議するとともに、申請のあった漁場環境修復技術を専門的立場から評価して認定するものとし、認定することが適当と認めた場合には、会長にその旨答申する。

3 会長は、委員会を構成する委員を指名し、文書をもって委嘱するものとする。

4 委員長は、会長が委員の中から指名するものとし、委員会を代表する。

5 委員長は、必要に応じて副委員長を指名することができる。

(申請に必要な資料等)

第8条 漁場環境修復技術の評価を受けようとする者は、漁場環境修復技術に

よる魚介類に対する安全性、生産された魚介類等の食品としての安全性、並びに漁場環境修復技術の有用性等を証する資料とともに、製品の製造管理体制等に関する資料を申請書に添付しなければならない。

2 申請に必要な資料等については、会長が別にこれを定める。

(事前調査及びモニタリング調査の実施)

第9条 協会は、現地認定申請書が提出された場合には、漁場としての利用状況等、漁場環境修復技術を応用した場合の漁場価値の向上等の可能性について、事前調査を実施するものとする。

2 協会は、海域における工事に着工した後には、海域の環境変化と生物等の回復状況を調査するため、当分の間モニタリング調査を実施する。

3 これらに要する経費については、申請料とは別にこれを徴収する。

(原材料等の確認)

第10条 協会は、原料となるカルシア改質材の品質等が規格に合致しているか否かについて、適宜独自に検査するものとする。

2 検査に要する費用については、申請者の負担とする。

(堆積物等に係る基準)

第11条 基本認定及び現地認定における堆積物等については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年6月22日 政令第201号）第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日、総理府令第6号）に定められている、底質中の金属等の物質の基準を満たすものでなければならない。

(漁場環境修復技術の登録)

第12条 会長は、委員会の評価を経て認定された漁場環境修復技術を登録する。

2 会長は、全国漁業協同組合連合会長に対して、漁場環境修復技術として、認定し、登録した旨を文書で通知するものとする。

3 会長は、申請者に対して漁場環境修復技術として認定し、登録した旨を文書で通知するものとする。

4 会長は、登録された漁場環境修復技術が海域で展開された後、これに起因すると考えられる悪影響が魚介類等に発現した場合には、登録を取り消すことができる。

5 前項の場合にあっては、第2項及び第3項の規定を準用する。

(登録の有効期間)

第13条 基本認定における漁場環境修復技術登録の有効期間は、3年間とする。

2 製品の利用技術の登録更新を希望する者は、有効期間が満了する前に登録更新を申請することができる。

(製品の管理等)

第14条 漁場環境修復技術が登録された者は、製品の製造に係る管理、保存、販売等のほか、堆積物等の凝集、固化等に関する記録を保存するものとする。

2 漁場環境修復技術に係る製造、管理、販売等並びに堆積物の凝集、固化等に関しては、それを製造し、漁場環境修復技術を所有する者が一切の責任を負うものとする。

3 会長が必要と認める場合には、第1項の書類等の提出を求めることができるものとする。

(資料等の保管)

第15条 協会は、申請者から提出された漁場環境修復技術評価に係る申請書等を適切に保管しなければならない。

2 協会は、漁場環境修復技術評価に係る申請書等を廃棄する場合には、事前に申請者の意見を聴取しなければならない。

(その他)

第16条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定めるところによる。

附則

この規程は、平成25年1月28日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月17日に一部改正し、平成26年2月24日から施行する。

附則

この規程は、平成29年3月16日に一部改正し、平成29年3月16日から施行する。